

仙台市戸建木造住宅耐震改修工事促進補助金交付要領

(平成 23 年 5 月 31 日 都市整備局住環境部長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、仙台市戸建木造住宅耐震改修工事促進補助金交付要綱（平成 23 年 5 月 31 日都市整備局長決裁。以下「要綱」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(様式)

第 2 条 要綱に規定する様式は、次の表のとおりとする。

要綱	名称	別記様式
第 8 条	仙台市戸建木造住宅耐震改修工事促進補助金交付申請書	第 1 号
第 9 条第 2 項	仙台市戸建木造住宅耐震改修工事促進補助金交付決定通知書	第 2 号
第 9 条第 2 項	仙台市戸建木造住宅耐震改修工事促進補助金不交付決定通知書	第 3 号
第 10 条第 2 項	仙台市戸建木造住宅耐震改修工事促進補助金事業変更等承認申請書	第 4 号
第 10 条第 3 項	仙台市戸建木造住宅耐震改修工事促進補助金事業変更等承認通知書	第 5 号
第 11 条	仙台市戸建木造住宅耐震改修工事促進補助金交付取下書	第 6 号
第 12 条	仙台市戸建木造住宅耐震改修工事促進補助金完了報告書	第 7 号
第 13 条	仙台市戸建木造住宅耐震改修工事促進補助金額確定通知書	第 8 号
第 14 条第 2 項	仙台市戸建木造住宅耐震改修工事促進補助金請求書	第 9 号
第 15 条第 2 項	仙台市戸建木造住宅耐震改修工事促進補助金交付決定取消通知書	第 10 号
第 16 条第 2 項	仙台市戸建木造住宅耐震改修工事促進補助金返還命令書	第 11 号

(添付書類)

第 3 条 要綱第 8 条に規定する関係書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) その他改修工事の見積書
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要と認める書類

附 則

この要領は、平成 23 年 6 月 1 日から実施する。

附 則(平成 24 年 5 月 29 日改正)

この改正は、平成 24 年 6 月 1 日から実施する。

附 則(平成 28 年 3 月 28 日改正)

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(平成 28 年 6 月 1 日改正)

この改正は、平成 28 年 6 月 1 日から実施する。

附 則(平成 30 年 4 月 1 日改正)

この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(平成 31 年 4 月 24 日改正)

この改正は、令和元年 5 月 1 日から実施する。

附 則(令和 2 年 5 月 28 日改正)

この改正は、令和 2 年 6 月 1 日から実施する。

附 則(令和 3 年 3 月 25 日改正)

この改正は、令和3年4月1日から実施する。